

# 『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』を活用した坂祝町支援策

令和5年度に国の交付金を活用し実施する事業は、次のようになります。  
今年度は国が示した使用用途のうち『低所得者への生活支援』と『子育て世帯への生活支援』を中心に事業を実施します。

## 《子育て世帯への生活支援》

- ◆町立幼稚園、小中学校における給食費自己負担分を4ヶ月分(9月から12月)免除します。
  - ◆就学前園児給食費補助を実施し、町立幼稚園以外の園に通園するお子さんの保護者の方に、町立幼稚園で実施する給食費の免除と同程度の支援を行います。
  - ◆学校給食費補助を実施し、町外の小中学校に在籍するお子さんの保護者の方に、町立小中学校で実施する給食費の免除と同程度の支援を行います。
- ※補助の詳細は教育委員会教育課及びこども課へお尋ねください。

就学前園児に関する支援                      こども課 0574-66-2410(直通)  
義務教育児童・生徒に関する支援        教育課 0574-66-2409(直通)

## 《令和5年度住民税非課税世帯への生活支援》

### ◆低所得世帯支援金

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、令和5年度住民税非課税世帯(世帯全員が非課税の方で構成された世帯)に対し支援金を支給します。

国が指定する3万円に、町より2万円を加算し、5万円を給付します。

申請書送付は7月下旬、申請期間は8月から10月までの3か月間となります。

※支援金の詳細は坂祝町役場福祉課へお尋ねください。

0574-66-2406(直通)

なお、「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、低所得世帯支援金にかかる3万円を上限とする給付金は、差押禁止及び非課税となります。



裏面もご覧ください。

岐阜県においても県立学校に関する支援策や、事業者支援、省エネ家電購入支援、LPガス負担軽減等、様々な事業が実施されます。岐阜県で実施される事業の詳細は岐阜県のホームページをご確認ください。

**検索** 岐阜県 令和5年度5月補正予算案の決定内容の概要

または、 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/293909.html> を直接入力してご確認ください。

その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とは別に、「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業」及び「第2子以降出産祝金支給事業」を実施します。※詳細は坂祝町役場こども課(0574-66-2406)へお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分は使途が国で定められており、予算額にも限りがあるため、今回は全ての方を対象とした事業ではありませんが、ご理解をお願いします。現在、生活状況が不安定で支援が必要な場合は、坂祝町役場福祉課(0574-66-2406)又は、坂祝町社会福祉協議会(0574-27-1222)へ一度、相談をお願いします。

これまで、感染症対策にご協力いただきありがとうございました。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」となりました。個人の選択を尊重し、コロナとともにある新しい日常を送るとともに、おかれる状況に応じて各自で必要な感染症対策を実施していただき、誰もが安心して暮らせる環境を目指していきましょう。



☆手指衛生 (頻繁な手洗い・消毒)

☆こまめな換気 (窓の開放、換気扇の活用)

☆体調管理 (体調不良の場合は無理をしない)